

障発0331第2号
令和4年3月31日

各

都道府県知事
市区町村長

 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等
に関する基準」の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第25項及び第76条第2項の規定に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）の一部が、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件」（令和4年厚生労働省告示第129号）により別添のとおり改正され、令和4年4月1日から適用されることとなった。

については、下記の点を御了知いただき、貴管内身体障害者更生相談所、関係機関等に対し、周知願いたい。

記

1 趣旨

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）について、補装具費の基準額に係る実態調査の結果や関係団体へのヒアリング調査の結果等を踏まえ、所要の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 本文の改正

- ・ 4 の六について、「FM型用ワイヤレスマイク充電電池交換」、「FM型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換」を削除するとともに、「FM型用ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換」を「ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換」に改正する。

(2) 別表 1 購入基準の改正

① 殻構造義肢

- ・ 上腕義手の作業用の使用材料・部品及び工作法の記載内容について、「ソケットの工作及び幹部の取付けに際しては」を「ソケット及び支持部の工作に際しては」に改正する。
- ・ 前腕義手の作業用の使用材料・部品及び工作法の記載内容について、「幹部」を「支持部」に改正する。
- ・ 前腕義手の能動式及び大腿義足の吸着式常用、下腿義足の常用のPTB式、果義足、足根中足義足の鋼板入りの使用材料・部品及び工作法について、「切断端」を「断端」に改称し、「切断端末部」を「断端末部」に改称する。
- ・ 足根中足義足の型式について「足袋型」を「足袋式」に改称し、「下腿部支持式」を追加する。
- ・ ウ 基本価格の義足用B-6の型式に「下腿部支持式」及び「足袋式」を追加する。
- ・ エ 製作要素価格(ア)ソケットの義足用B-6について、使用材料に「熱硬化性樹脂(下腿部支持式)」を追加する。
- ・ エ 製作要素価格(イ)ソフトインサートの義足用B-6の使用材料に、「皮革(下腿部支持式)」、「軟性発泡樹脂(下腿部支持式)」及び「皮革・軟性発泡樹脂(下腿部支持式)」を追加する。
- ・ エ 製作要素価格(ウ)支持部の義手用の型式の装飾用及び能動式の項中に「作業用」を追加し、作業用の項中に「(幹部使用)」を追加する。
- ・ エ 製作要素価格(ウ)支持部の義足用の型式の常用の項中に「作業用」を追加し、作業用の項中に「(鉄脚使用)」を追加する。
- ・ カ 耐用年数(ア)義肢本体の型式について、「足袋型」を「足袋式」に改称し、「下腿部支持式」を追加する。
- ・ キ 使用年数の「足袋型」を「足袋式」に改称する。

② その他

- ・ 補聴器の備考の記載内容について、「FM型受信機」を「受信機」に改正するとともに、「FM型用ワイヤレスマイク」を「ワイヤレスマイク」に改正する。

(3) 別表 2 借受け基準の改正

- ・ (1) 義肢、装具及び座位保持装置の完成用部品の記載内容について、「名称、使用部品、価格等」を「基準額」に改正するとともに、「別に定めるところによる」を「当該完成用部品の耐用年数の3分の2を償却

期間として設定し、別に定める価格を当該償却期間の月数で除した額を一月あたりの基準額とする」に改正する。

(4) 別表 3 修理基準の改正

① 殻構造義肢

- ・カ 完成用部品の交換の記載内容について、「バッテリー」を「外付けバッテリー」に改正する。
- ・イ ソフトインサートの交換の義足用B-6の使用材料に「皮革（下腿部支持式）」、「軟性発泡樹脂（下腿部支持式）」及び「皮革・軟性発泡樹脂（下腿部支持式）」を追加する。
- ・ウ 支持部の交換の義手用の型式の装飾用及び能動式の項中に「作業用」を追加し、作業用の項中に「（幹部使用）」を追加する。
- ・ウ 支持部の交換の義足用の型式の常用の項中に「作業用」を追加し、作業用の項中に「（鉄脚使用）」を追加する。

② その他

- ・補聴器について、修理部位及び価格の記載内容について「FM型受信機交換」を「受信機交換」に改正する。等

(5) その他

- ・所要の改正を行う。

3 運用上の留意事項

補装具製作事業者等に対しても、改正の内容を周知するとともに、製作技術の充実及び技術水準の向上に努めるよう指導すること。